（査察操縦士の指名の要件）

第百六十四条の九　法第七十二条第九項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一　（略）

二　限定査察操縦士（前条第二項の規定により口述審査及び実地審査の範囲を限定して指名を受けた査察操縦士をいう。以下同じ。）　前号イ、ハ及びニに掲げる要件。この場合において、同号イ中「査察操縦士」とあるのは、「限定査察操縦士」とする。

（査察操縦士の指名の申請等）

第百六十四条の十　法第七十二条第九項の申請を行おうとする指定本邦航空運送事業者は、名称及び住所並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　限定査察操縦士の指名を受けようとする場合　限定査察操縦士候補者（第百六十四条の八第二項の規定により口述審査及び実地審査の範囲を限定して査察操縦士の指名を受けようとする者をいう。以下同じ。）に係る前号イからニまでに掲げる事項（航空身体検査証明の番号を除く。）

2　前項の申請書には、同項第一号の場合にあつては査察操縦士候補者が前条第一号イ及びロに掲げる要件を備える旨を、同項第二号の場合にあつては限定査察操縦士候補者が同条第二号に掲げる要件（同条第一号イに掲げる要件に係るものに限る。）を備える旨を説明する書面を添付しなければならない。

3・4　（略）

別表第三（第四十六条、第四十六条の二関係）

学科試験の科目

（表　略）

実地試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をしようとする航空機の種類若しくは等級又は業務の種類	科目
（略）		
一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	一～四　（略） 五　動力装置の操作（燃料の燃焼により動力装置を駆動させて行う作動点検に係るものを除く。）（曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機以外の滑空機の場合を除く。） イ　発動機の地上における運転試験 ロ　諸系統の機能試験及び作動試験 ハ　故障の発生に対応する操作及び整備方法
（略）		

（査察操縦士の指名の要件）

第百六十四条の九　法第七十二条第九項の国土交通省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる要件とする。

一　（略）

二　限定査察操縦士（前条第二項の規定により実地審査の方法を限定して指名を受けた査察操縦士をいう。以下同じ。）　前号イ、ハ及びニに掲げる要件。この場合において、同号イ中「査察操縦士」とあるのは、「限定査察操縦士」とする。

（査察操縦士の指名の申請等）

第百六十四条の十　法第七十二条第九項の申請を行おうとする指定本邦航空運送事業者は、名称及び住所並びに次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　限定査察操縦士の指名を受けようとする場合　限定査察操縦士候補者（第百六十四条の八第二項の規定により実地審査の方法を限定して査察操縦士の指名を受けようとする者をいう。以下同じ。）に係る前号イからニまでに掲げる事項（航空身体検査証明の番号を除く。）

2　前項の申請書には、前項第一号の場合にあつては査察操縦士候補者が前条第一号イ及びロに掲げる要件を備える旨を、前項第二号の場合にあつては限定査察操縦士候補者が前条第二号に掲げる要件（同条第一号イに掲げる要件に係るものに限る。）を備える旨を説明する書面を添付しなければならない。

3・4　（略）

別表第三（第四十六条、第四十六条の二関係）

学科試験の科目

（表　略）

実地試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をしようとする航空機の種類若しくは等級又は業務の種類	科目
（略）		
一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士	飛行機、回転翼航空機、滑空機又は飛行船	一～四　（略）（新設）
（略）		